

令和8年3月2日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料
(附属資料)

(令和8年2月26日付託分)

環境農政局

目 次

- 1 神奈川県手数料条例 新旧対照表…………… 1
- 2 神奈川県漁港管理条例 新旧対照表 …… 4

1 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～38（略）			1～38（略）		
39 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催	家畜人工授精に関する講習手数料	(1) 家畜人工授精講習会 家畜1種類につき <u>2万7,600円</u> (2) 家畜体内受精卵移植講習会 家畜1種類につき <u>3万円</u> (3) 家畜体外受精卵移植講習会 家畜1種類につき <u>7,000円</u>	39 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催	家畜人工授精に関する講習手数料	(1) 家畜人工授精講習会 家畜1種類につき <u>2万3,000円</u> (2) 家畜体内受精卵移植講習会 家畜1種類につき <u>2万5,000円</u> (3) 家畜体外受精卵移植講習会 家畜1種類につき <u>5,900円</u>
40～44の4（略）			40～44の4（略）		
45 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	家畜検査手数料	(1)・(2)（略） (3) 鶏、七面鳥、あひる、うずら <u>30円</u> (4) 蜜蜂 1蜂群につき <u>70円</u>	45 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	家畜検査手数料	(1)・(2)（略） (3) 鶏、七面鳥、あひる、うずら <u>20円</u> (4) 蜜蜂 1蜂群につき <u>60円</u>
46（略）			46（略）		
47 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴	家畜注射又は家畜薬浴の手数料	(1) 予防注射ア～ウ（略） エ ニューカッスル病 <u>20円</u> （生ウイルス予防液を使用する場合には、 <u>10円</u> ） オ（略） (2)・(3)（略）	47 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴	家畜注射又は家畜薬浴の手数料	(1) 予防注射ア～ウ（略） エ ニューカッスル病 <u>18円</u> （生ウイルス予防液を使用する場合には、 <u>8円</u> ） オ（略） (2)・(3)（略）
48～91の30（略）			48～91の30（略）		

改 正		現 行	
92 削除		92 肥料、飼料又はこれらに関係あるものの依頼分析又は鑑定	肥飼料等分析(鑑定)手数料 (1) 定量分析 ア 窒素 2,780円 イ リン酸 (りんを含む。) 2,910円 ウ 加里 2,530円 エ 石灰 (カルシウムを含む。) 2,400円 オ 苦土 2,810円 カ けい酸 2,200円 キ マンガン 2,800円 ク ほう素 3,640円 ケ 鉄 4,620円 コ カドミウム 6,450円 サ 銅 5,960円 シ 亜鉛 5,960円 ス 鉛 5,960円 セ 水銀 6,090円 ソ ニッケル 5,930円 タ クロム 5,930円 チ 砒素 5,630円 ツ 有機炭素 4,920円 テ アルカリ分 2,340円 ト 粗たん

改 正			現 行		
					白質 2,770円 ナ 粗脂肪 2,820円 ニ 粗繊維 4,200円 ヌ 粗灰分 1,260円 ネ 水分 880円 ノ その他 1成分に つき 2,470円 (2) 定性分析 1成分に つき 730円
93～100 (略)			93～100 (略)		
5～11 (略)			5～11 (略)		

2 神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）新旧対照表

新	旧																				
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 次の表の左欄に掲げる甲種漁港施設（以下「指定管理施設」という。）の管理に関する業務のうち、同表の右欄に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">甲種漁港施設</th> <th style="width: 80%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	甲種漁港施設	業務	(削除)		(略)		(削除)		(略)		<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 次の表の左欄に掲げる甲種漁港施設（以下「指定管理施設」という。）の管理に関する業務のうち、同表の右欄に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">甲種漁港施設</th> <th style="width: 80%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">本港特別泊地</td> <td>施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本港環境整備施設</td> <td>施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第24条 <u>次条第1項第1号及び第2号に掲げる甲種漁港施設の利用時間は、指定管理者が知事の承認を得て定める。</u></p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第25条 第12条第1項の規定にかかわらず、<u>次に掲げる甲種漁港施設</u>を利用しようとする者は、当該甲種漁港施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) <u>本港特別泊地</u> (2) <u>本港環境整備施設（駐車場に限る。）</u> (3) <u>宮川環境整備施設（駐車場に限る。）</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第27条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、災害その他<u>第25条第1項各号に掲げる甲種漁港施設</u>を利用しようとする者の責めに帰することができない理由によつて当該甲種漁港施設を利用することができないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第4（第25条関係） 施設利用料金の上限額</p>	甲種漁港施設	業務	本港特別泊地	施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務	(略)		本港環境整備施設	施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務	(略)	
甲種漁港施設	業務																				
(削除)																					
(略)																					
(削除)																					
(略)																					
甲種漁港施設	業務																				
本港特別泊地	施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務																				
(略)																					
本港環境整備施設	施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務																				
(略)																					

新			旧		
(削除)			停係泊料	本港特別泊地	長さが6メートル以下のヨット又はボート 1 そう 1回 1,100円 長さが6メートルを超えるヨット又はボート 1 そう 1回 1,100円に6メートルを超える長さ1メートルまでごとに500円を加算した額
駐車料	宮川環境整備施設区域の駐車場	1台1日につき 520円。 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、1,040円とする。	駐車料	本港環境整備施設区域の駐車場 宮川環境整備施設区域の駐車場	1台1時間につき 210円 1台1日につき 520円。 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、1,040円とする。
(削除)	備考 この表中1日に満たない場合又は1日に端数が生じた場合は、その満たない数又は端数を1日とみなして算定する。		備考 1 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。 2 この表中1時間又は1日に満たない場合又はそれらに端数が生じた場合は、それぞれの満たない数又は端数を1時間又は1日とみなして算定する。		